

県民参加の地域づくりを目指して

愛護団体・アダプト団体 への支援制度の手引き

長崎県水産部漁港漁場課
長崎県農林部農村整備課
長崎県土木部都市計画課
長崎県土木部道路維持課
長崎県土木部港湾課
長崎県土木部河川課
長崎県土木部砂防課



はじめに

急速な社会情勢の変化や都市化の進展により、豊かで潤いのある質の高い生活や良好な環境を求める声は近年ますます高まっています。こうした趨勢のなか、県民が自然や文化に触れあえる貴重な空間であり憩いの場でもある「河川・海岸・道路・港・公園など」の美化活動を推進するために、本県では平成15年度から「県民参加の地域づくり事業」に取り組んでいます。

戦後の長い期間、わが国は豊かで効率的な社会を求め社会資本の整備を重点的に行ってきました。本県においても所得や生活の格差是正に向けて、社会資本の充実に努めてきましたが、国及び自治体の財政収支悪化の事態を迎え、これまでに整備された公共施設を適正に維持管理していくことが、これからは重要となってきております。

また、本県の基本理念である「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県づくり」を実現するためには県民と行政との協働による「美しい県土づくり」が重要な柱として位置づけられています。

県民共有の重要な財産である河川、海岸、道路、港、公園などの愛護活動を盛んにすることは、直接的な効果である施設を美しく保つこと以外にも小中高生や高齢者の社会活動参加、ボランティア活動への関心を高め、地域への愛着を深め、まちおこしや地域づくりを通じた地域コミュニティの再生への取り組みの推進、小中学生へ学習機会を提供することなどにより、現代社会に求められている様々な課題に対する波及的な効果が期待できると考えております。

このような県民の主体的な清掃活動・美化活動に対して積極的に支援し、良好な公物管理を推進してまいります。

「県民参加の地域づくり事業」の趣旨をご理解いただき、多数の県民の皆様方の参加をお願いいたします。

平成24年8月

目 次

1	「県民参加の地域づくり事業」の取り組みについて	1
2	愛護団体、アダプト団体の登録、支援制度について	2
3	愛護団体、アダプト団体の登録手続き	4
4	愛護団体、アダプト団体への活動支援	5
5	「県民参加の地域づくり事業」傷害保険制度について	8
6	愛護推進協議会について	11
7	活動にあたって	13
8	様式集	
	様式第1号 愛護団体登録届	15
	様式第2号 愛護団体登録通知書	17
	様式第3号 アダプト登録申込書	18
	様式第4号 アダプト登録決定通知書	20
	様式第5号 アダプト同意書	21
	様式第6号 登録事項変更届	22
	様式第7号 支援希望用品申出書	24
	様式第8号 検査（履行確認）の委託について（委託）	26
	様式第9号 検査（履行確認）の委託について（受託）	27
	参考 請求書の履行確認例	28
	様式第10号 清掃・美化活動終了届	29
	様式第11号 愛護団体・アダプト団体の活動状況報告	31
	様式第12号 愛護推進協議会加入申込書	32
	様式第13号 貸与用品貸出簿	33
	様式第14号 事故報告書	34
9	清掃美化活動にかかる市町等の対応窓口	35
10	長崎県機関（県の対応窓口・各地区愛護推進協議会、長崎県庁内担当課）	42

1 「県民参加の地域づくり事業」の取り組みについて

「県民参加の地域づくり」とは

県民の皆様方の環境美化意識の高まりを背景に、河川・海岸・道路・港・公園などは地域住民の共有財産という認識の下、地域住民と関係行政機関がよりよいパートナーシップの構築を通じて、地域の良好な環境の保全・創出を積極的に推進することによって、「河川・海岸・道路・港・公園など」を活かした魅力ある地域づくりに取り組もうとするものです。

“ 故郷の河川・海岸・道路・港・公園を皆で美しくしていきましょう！ 私たち一人ひとりの力でよりよい県土づくりを！ ”

を目標に、本県ではこの「県民参加の地域づくり」を推進しております。

具体的には、愛護団体、アダプト団体の登録制度による愛護活動を把握しその支援を行うこと、及び愛護推進協議会を設置し、地域住民と行政との連携の構築を図り、「県民協働による美しい県土づくり」を推進するものです。

2 愛護団体、アダプト団体の登録、支援制度について

県が管理する「河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防公園など」の清掃・美化活動に取り組む団体を「愛護団体」「アダプト団体」として登録し、その活動に対して支援をおこないます。

(1) 登録団体の要件

県が管理する施設等の清掃・美化活動に取り組む意思がある団体

例：NPO、自治会、老人会、婦人会、小中高等学校、企業、ボランティア団体 等

【愛護団体】

構成員が概ね5名以上の団体

活動箇所は1ヶ所に限定しない

活動箇所が複数（河川、道路等）に及ぶ団体、市町管理区域も含めて活動箇所とする団体も該当します。

年間の活動回数は、自由（最低1回以上活動）

活動範囲は団体で設定

【アダプト団体】

構成員が概ね10名以上の団体

活動箇所は1ヶ所に限定

年間4回以上の活動が実施できて、2年間以上活動が見込める団体

申込書に記載した年間活動計画に基づいて、年間4回以上の清掃・美化活動を行います。（日時等は原則として各団体が自ら決定します）

活動施設の範囲

河川アダプト： 県管理河川を対象に、原則として200m以上の河川敷での清掃・美化活動ができること

海岸アダプト： 県管理海岸を対象に、原則として200m以上の海岸の清掃・美化活動ができること

道路アダプト： 県が管理する国道、県道を対象に、原則として500m以上の道路の清掃・美化活動ができること

港湾・漁港・砂防アダプト： 県管理の港湾・漁港・砂防等の一定施設（緑地、臨港道路、砂防公園等）の清掃・美化活動ができること

【注】アダプト（ADOPT）とは「養子にする」という意味の英語で、県が管理している施設のうちの一定区間や区域を養子にみたくて、住民団体、NPO等が「養い親（アダプト団体）」としての責任と愛情をもって清掃・美化活動を継続的に行っていくものです。

(2) 支援内容

団体及びその賛同者が行う清掃・美化活動で必要となる消耗品等の支給・援助

(支給・援助用品)

- ・ゴミ袋、軍手
- ・飲料品（ジュース、清涼飲料水、お茶などを参加者1名につき1本を原則として支給）
- ・草刈機の燃料（自己所有の草刈機を持参される方へ1割を限度に支給。ただし、左記によることが適当でない場合は別途算出）
- ・草刈機の替刃（自己所有の草刈機を持参される方へ損耗等に応じて活動後に支給）
- ・花苗、堆肥（花壇美化活動等に伴うもの）
- ・回収ごみの搬送に使用する運搬車両の燃費（搬送距離にて算出）
- ・乗用大型草刈機、運搬用キャリーの燃費（運行時間にて算出）

(貸与品)

- ・草刈機、カマ等

団体が行う清掃・美化活動に伴う傷害保険を県で一括加入し保険料を負担

保険の内容

死亡・後遺障害：10,000千円
入院：10千円 通院：5千円

（入院は事故後180日、通院は事故後90日以内が対象となる）
詳細な保険内容・請求手続きはP8～P10に掲載しています。

その他

- ・活動実績により、希望する団体には県でアダプトの名称等を記載した看板（アダプト・サイン）を活動地区内に1～2箇所設置
アダプト団体のみ

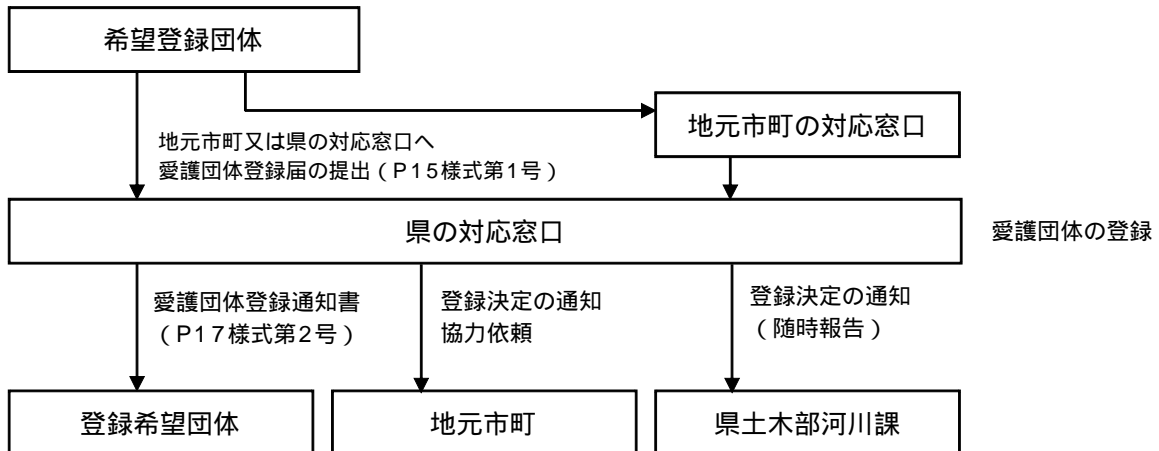
これらの支援の手続き方法は
P5～P7に具体的に記述しています。



3 愛護団体、アダプト団体の登録手続き

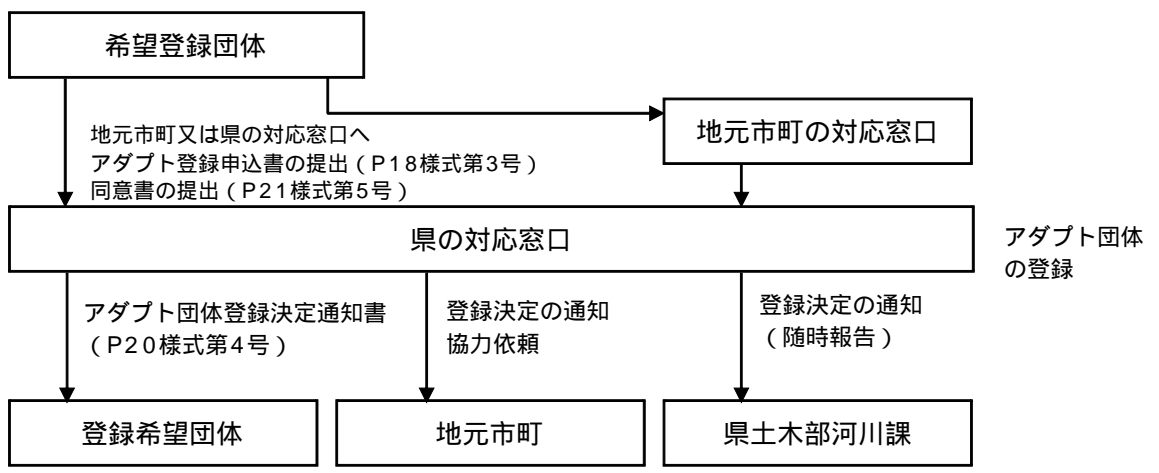
(1) 愛護団体の登録手続き

愛護団体登録届（P15 様式第 1 号）に必要事項を記入し、図面等の必要資料を添えて地元市町又は県の対応窓口へ提出してください。地元市町及び県の対応窓口については、「市町等の対応窓口（P35～）」「県の対応窓口・各地区愛護推進協議会（P42）」を参照してください。なお、代表者の交代等届出事項に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届（P22 様式第 6 号）を提出してください。



(2) アダプト団体の登録手続き

アダプト登録申込書（P18 様式第 3 号）に必要事項を記入し、図面・同意書等の必要資料を添えて地元市町又は県の対応窓口へ提出してください。県の対応窓口については「県の対応窓口・各地区愛護推進協議会（P42）」を参照してください。なお、代表者の交代等届出事項に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届（P22 様式第 6 号）を提出してください。



4 愛護団体、アダプト団体への活動支援

登録された愛護団体、アダプト団体は、県民参加の地域づくり事業において、以下のとおり県の支援を受けることができます。

【注】支援方法、支給・貸与物品の種類等が各地区で若干異なる場合がありますので、具体的な支援方法については、県の対応窓口（P42）へお尋ねください。

(1) 支援の内容

(支給・援助用品)

ゴミ袋、軍手、花の種・苗、堆肥

飲料品（ジュース、清涼飲料水、茶）

清掃・美化活動参加者1名につき1本を原則とします。

草刈機の燃料

自己所有の草刈機を持参して清掃・美化活動を行う場合、1台あたり1リットルを限度とします。ただし、左記によることが適当でない場合は県が算定した燃料に見合う額を上限とします。

草刈機の替刃

自己所有の草刈機を持参して清掃・美化活動を行った場合、毀損した刃の代替に1台あたり1個を限度とします。

回収ごみの搬送に使用する運搬車両の燃費

搬送距離等から県が算定した燃料に見合う額を上限とします。

乗用大型草刈機、運搬用キャリアの燃費

作業時間等から県が算定した燃料に見合う額を上限とします。

(貸与用品)

草刈機

草刈カマ

各地区により貸与できるものが異なる場合がありますので、詳細については県の対応窓口（P42）へご相談ください。

(看板の設置)

アダプト団体としての過去2年間の活動実績を考慮し、希望する団体には看板（アダプト・サイン）を設置します。

(2) 支給、援助の手続き

(支給・援助用品の場合)

愛護団体、アダプト団体は、地元市町又は県の対応窓口に、「支援希望用品申出書」(P24 様式第7号)を提出します。

ゴミ袋・軍手は申出書提出時に配布します。

飲料品、花苗、燃料等の物品は、下記のとおり購入金額により取扱方法が異なりますので、事前に県の対応窓口へ確認してください。

ア) 購入金額が3万円以下の場合

愛護団体、アダプト団体が物品業者から直接発注受領し、愛護団体、アダプト団体が履行確認を行った請求書により県が支払います。

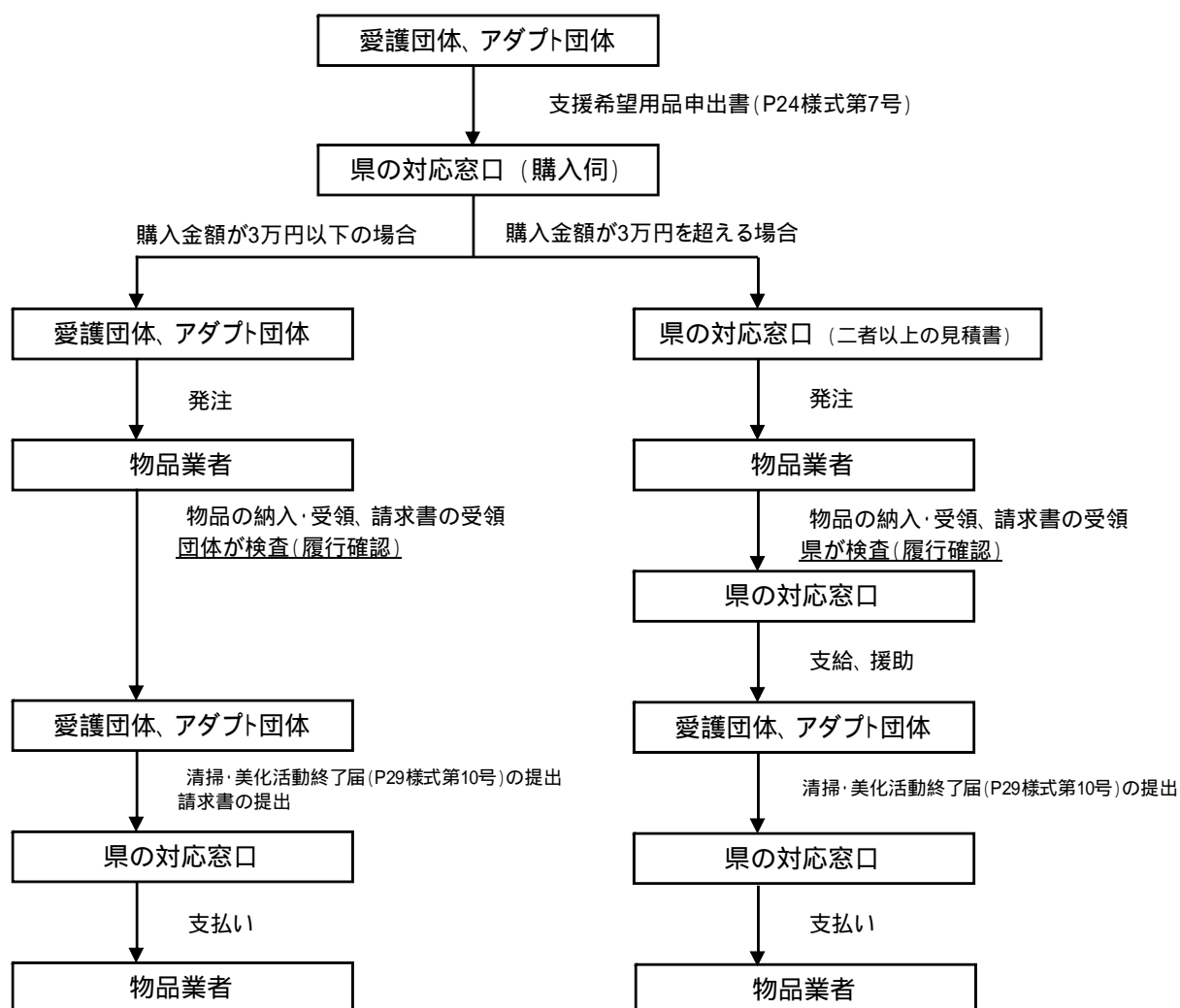
イ) 購入金額が3万円を超える場合

県地方機関において事前に購入し、愛護団体、アダプト団体に支給します。

【注】履行確認とは、様式第9号により検査員として受託した者が、例えば、飲料品を購入する場合、注文した内容と納品された現物の数量、金額等が適切か、それが、請求書等と合致するかなどを検査することで、適切になされていることを証することです。請求書に受領日、「履行確認済」、検査員名を記入し「検査(履行確認)の委託について(受託)」で提出したものと同一印鑑で押印してください。また、「検査(履行確認)の委託・受託」は、「支援希望用品申出書」の提出前に済ませてください。

草刈機の替刃は、活動時に毀損・損耗したものについて、活動後に支給します。

【物品購入処理の流れ】



(貸与用品の場合)

愛護団体、アダプト団体は、地元市町又は県の対応窓口、「支援希望用品申出書」(P24様式第7号)を提出します。

貸出時には、地元市町又は県の対応窓口にて備え付けている貸与用品貸出簿(P33様式第13号)に愛護団体、アダプト団体代表者の受領印(個人印)を押印してください。

活動終了時には速やかに返却し、貸与用品貸出簿に返却年月日を記入してください。

貸出数量と返却数量が異なる場合は別途理由書を提出してください。

【注】草刈機については県と市町間で合意のある市町では市町の窓口での貸し出しができます。

5 「県民参加の地域づくり事業」傷害保険制度について

(1) 保険の趣旨

この保険は、愛護団体、アダプト団体の愛護活動の一層の促進に資するため、「県民参加の地域づくり事業」において対象とする施設や区域における清掃・美化活動に参加して負傷した場合等、万一の事故に備え愛護団体、アダプト団体の構成員に対して傷害保険に加入し、安心して活動に取り組めるようにするものです。

(2) 保険の加入対象

登録された愛護団体、アダプト団体を実施する事業の対象となる河川等の県管理施設で清掃・美化活動を行うすべての参加者が対象となります。

(3) 保険の内容(平成25年度以降についても同内容で契約予定)

保険の種類	普通傷害保険
契約期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
契約方式	準記名式 年間包括契約
保険金額	

死亡後遺障害保険金 1,000万円

- ・怪我のため、事故の日から180日以内の死亡の場合は、1,000万円支給されます。
- ・怪我のため、事故の日から180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残した場合は、その程度に応じて1,000万円までの後遺障害保険金が支給されます。

医療保険金

- ・怪我のため医師の治療を受けた場合は、治療日数1日につき5,000円が90日を限度として支給されます。また入院して治療を受けた場合は、1日につき10,000円が180日を限度に支給されます。

【注】 健康保険、生命保険などに関係なく保険金が支払われます。
愛護団体、アダプト団体として登録された以降の活動が保険の対象となります。

(4) 保険金の支払い対象となる事故

「県民参加の地域づくり事業」に係る清掃・美化活動の参加者が、その所属する団体等の管理下のもとで、県管理施設での活動中に受けた障害事故に対して保険金が支払われます。具体的には愛護団体、アダプト団体から提出された「清掃・美化活動終了届」をもとに市町又は県地方機関作成の活動状況報告を、毎月1回、長崎県土木部河川課で受付けて確認しますので、この確認ができた参加者が保険の支払対象です。

この場合、事故証明は所属団体等の事故通知に基づき、市町の担当課または、県の担当課が証明します。

(支払い対象となる主な負傷例)

- ・作業中に溝に落ち足を骨折した。
- ・草刈中に誤って指を切った。
- ・草刈中に誤って作業中の他人に怪我を負わせた。
- ・作業中に誤って通行車両に接触し負傷した。

(保険金が支払われない主な例)

- ・愛護団体・アダプト団体等の県管理施設外での怪我。
- ・被保険者または保険金受取人の故意による怪我。
- ・草刈中に活動に参加していない他人に怪我を負わせた。
- ・作業中に通行車両を傷つけた。(対物保険には加入していません。)
- ・地震、噴火、津波等による怪我。

(5) 保険金請求の手続き

被保険者が負傷してから保険金支払いまでの手続きは以下のとおりです。

愛護団体・アダプト団体等のメンバー（登録メンバー以外の活動参加者も含む）が負傷したら、団体の責任者は地元市町又は県の対応窓口で事故通知を行います。

事故報告を受けた地元市町又は県の対応窓口は速やかに「事故報告書」(P34)を作成し、県土木部河川課を経由して保険会社に提出します。

事故通知を受けた地元市町又は県の対応窓口は、保険金請求に必要な書類を被保険者（負傷した人）に交付し、とりまとめた上で県土木部河川課を経由して保険会社に提出します。

保険会社は保険金請求書類を審査し、不備等なければ被保険者指定の金融機関口座に振り込みます。

【注】清掃・美化活動終了届（P29 様式第 10 号）の提出がない場合は、傷害保険の対象になりませんので、忘れないようにしてください。

(6) 保険金請求書類

保険金請求に必要な書類は以下のとおりです。

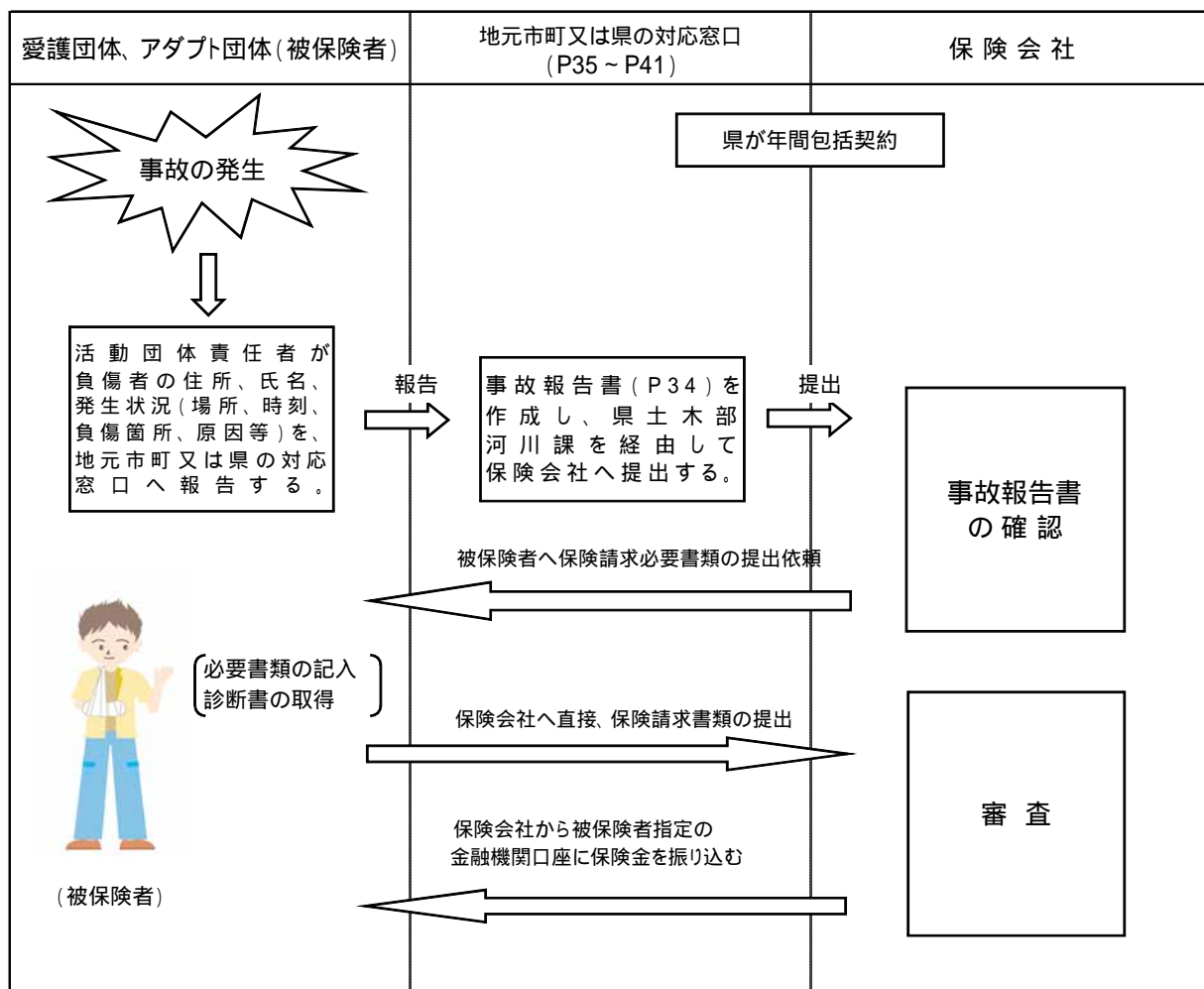
その他の書類を必要とする場合は、引受保険会社から関係者に連絡します。

事故報告書（事故証明書）

保険金請求書

診断書

【保険金請求の手続きの流れ】



6 愛護推進協議会について

愛護推進協議会とは、「県民参加の地域づくり事業」を推進するにあたり、登録している愛護団体やアダプト団体と行政が、よりよいパートナーシップを構築することを目的に組織するものです。

この協議会を中心に地域の愛護団体、アダプト団体の活動をバックアップすると共に、地域住民の声を聞きながら地域の実情にあった行政と地域住民との連携を進めます。

愛護団体、アダプト団体の登録の際に、ぜひ各地区の愛護推進協議会への参加をお願いします。

(1) 協議会の役割

情報交換、意見交換会の開催

登録している愛護団体やアダプト団体と関係行政機関（県各振興局建設部、市町環境部・建設関係部局）が一同に集まり、各団体の活動状況の報告、要望の把握や行政としての協力体制等についての意見交換等を行い、「県民参加の地域づくり事業」をより活発化するために、よりよい活動方法等を検討します。

功労者の推薦

愛護活動に顕著な功績がある団体を、県や国等が行う顕彰・表彰制度へ推薦します。

(2) 協議会の事務について

協議会の事務局については、各振興局建設部管理課等におき、協議会開催等の事務を行います。

(3) 協議会の構成ほか

構成メンバーは、県、市町、地域の愛護団体、アダプト団体を中心に構成します。

愛護推進協議会標準規約

(名 称)

第1条 本会は 地区愛護推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、県が管理する河川、海岸、道路、港湾、漁港、都市公園、砂防公園などにおいて、各管理者、市町及び関係団体等が、愛護活動推進のため各施設のあり方について協議、情報交換等を行い、関係機関の連携の強化を図ると共に、各施設と住民及び地域の新たな共生と、行政と地域住民とのパートナーシップの構築を通じて、河川、海岸、道路、港湾、漁港、都市公園、砂防公園などを活かした魅力ある地域づくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 河川、海岸、道路、港湾、漁港、都市公園、砂防公園などにおける愛護活動の推進に関する事業

(2) 行政と地域住民とのパートナーシップの推進に関する事業

(3) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織及び会員)

第4条 協議会は、県、市町、及び愛護団体、アダプト団体に登録された団体のうち加入を申し出た団体を会員として構成する。

(役 員)

第5条 協議会には、会長、副会長を置く。

2 会長は、会員の互選による。

3 副会長は、会長の指名による。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任 期)

第7条 会員の任期は、協議会が解散するまでとする。

(会 議)

第8条 会議は、会長が必要と認めたときに会長が招集する。

(分 会)

第9条 協議会は、必要に応じて市町単位に分会を設けることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、事務局を(振興局管理課・土木維持管理事務所及び長崎港湾漁港事務所内)に置く。

(委 任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(付 則)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

7 活動にあたって

(1) 活動にあたっての注意事項

活動の際には安全を第一に考え、以下の点に十分注意してください。

活動に参加される方々の安全について指導・監督のできる管理者を決めた上で、管理者を中心に安全な活動に努めてください。

活動計画を立てる際は、天候、気象や時間帯などをよく検討し、無理のない計画を立ててください。

活動の実施についても、当日の天候（雨天、降雪、濃霧等）や時間（日没時など）を考慮し、悪条件となりそうな場合は、活動を避けてください。

都市公園は公園管理者によって計画的な管理作業が行われています。一般来園者の利用や都市公園内で行われている行事に配慮するため、公園管理者との事前の打ち合わせが必要となります。必ず活動日の一ヶ月前までに「清掃・美化活動届け」を公園管理者に提出し、活動内容について調整願います。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

・西海橋公園管理事務所	電話	0 9 5 6 - 5 8 - 2 0 0 4
・県立総合運動公園管理事務所	電話	0 9 5 7 - 2 2 - 0 1 2 9
・平戸公園・田平公園管理事務所	電話	0 9 5 0 - 5 7 - 0 3 0 9
・百花台公園管理事務所	電話	0 9 5 7 - 7 8 - 3 5 4 5

河川の周辺は、傾斜地や湿地、川との境がわかりにくい場所など、様々な地形の変化がありますので注意して活動してください。また害虫、害獣などにも十分注意して活動願います。

清掃・美化活動の内容は、ゴミの収集、除草などがありますが、参加者の年齢構成や経験等を考慮され無理のない計画を立ててください。

刈り取った草や回収したゴミの処理も清掃・美化活動の一環です。市町等の対応窓口（P 35～）の注意事項に従い、ゴミ等がそのまま放置されることがないように十分に計画を立てて活動してください。

子供さんなど特に15歳以下の方が参加される場合には、保護者（成人）の指導のもとに活動されるようお願いいたします。

重量物や粗大ゴミ、医療廃棄物（注射器、点滴針等）など危険なものには手を触れず、関係機関（市町、県市保健所、警察、県土木関係地方機関等）にご連絡ください。

(2)活動後の報告

清掃・美化活動を行った場合は、すみやかに清掃・美化活動終了届（P 29 様式第 10 号）を地元市町の対応窓口（P 35～P 41）に提出してください。清掃・美化活動終了届の提出がない場合は、活動時の傷害保険の対象になりませんので注意してください。

多くの方々の清掃・美化活動への参加がこの「県民参加の地域づくり事業」を支えています。必ず忘れないように提出してください。

8 様 式 集

様式第 1 号	愛護団体登録届 (記入例)1516
様式第 2 号	愛護団体登録通知書17
様式第 3 号	アダプト登録申込書 (記入例)1819
様式第 4 号	アダプト登録決定通知書20
様式第 5 号	アダプト同意書21
様式第 6 号	登録事項変更届 (記入例)2223
様式第 7 号	支援希望用品申出書 (記入例)2425
様式第 8 号	検査(履行確認)の委託について(委託)26
様式第 9 号	検査(履行確認)の委託について(受託)27
参考	請求書への履行確認例28
様式第 10 号	清掃・美化活動終了届 (記入例)2930
様式第 11 号	愛護団体・アダプト団体の活動状況報告31
様式第 12 号	愛護推進協議会加入申込書32
様式第 13 号	貸与用品貸出簿33
様式第 14 号	事故報告書34

平成 年 月 日

長崎県知事 様

(届出者)
住 所 :
代表者名 :
電話番号 :
e - mail :

愛護団体 () 登録届

愛護団体 () として登録を受けたいので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 団体の名称
- 2 活動対象施設
- 3 活動地区・区間
- 4 組織の概要
(1) 構 成

(2) 活動内容

(3) 構成人員 人
- 5 団体設立年月日

(注1) 氏名を自署で行う場合は、押印を省略することができる。
(注2) 3に係る図面を別途添付すること。

平成24年 4月 1日

長崎県知事 様

(届出者)

住 所 : 長崎市江戸町 番

代表者名 : 長崎 太郎

電話番号 : 095 - 8 x x - 30 x x

e-mail : EDOMACH x x @NAGA.CO.JP

愛護団体 (河川) 登録届

河川、海岸、道路、港湾、
漁港、都市公園、砂防公園
等対象施設名を記入。

愛護団体 (河川) として登録を受けたいので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 団体の名称 地区愛護会、 町自治会、 小学校、
株式会社 支社、 まもり隊 等
- 2 活動対象施設 二級河川 川水系 川右岸、主要地方道 線 等
- 3 活動地区・区間 市 町 ~ 町の地区
- 4 組織の概要
 - (1) 構 成 市 町在住の住民で、 川の清掃・美化活動に意欲のある者で組織
 - (2) 活動内容 川の清掃・美化活動 等
 - (3) 構成人員 15 人
- 5 団体設立年月日 平成 年 月 日

(注1) 氏名を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(注2) 3に係る図面を別途添付すること。

平成 年 月 日

団体名
代表者名

様

長崎県地方機関長 公印

愛護団体 () 登録通知書

平成 年 月 日付で届け出がありました貴団体については、下記のとおり登録したので通知します。

記

- 1 団体の名称
住所
代表者名
- 2 活動対象施設
- 3 活動地区・区間
- 4 組織の概要
(1) 構成

(2) 活動内容

(3) 構成人員
- 5 団体設立年月日 年 月 日

登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届(様式第 6 号)を提出してください。

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

(届出者)
住 所：
代表者名：
電話番号：
e-mail：

()アダプト登録申込書

()アダプト団体として登録を受けたいので、同意書を添付して次のとおり申し込みます。

記

- 1 団体の名称
- 2 活動対象施設
- 3 活動地区・区間
- 4 組織の概要
 - (1) 構 成
 - (2) 活動内容
 - (3) 構成人員 人
- 5 団体設立年月日
- 6 年間活動計画(予定)
- 7 同意書

(注1) 氏名を自署で行う場合は、押印を省略することができる。
(注2) 3に係る図面を別途添付すること。

平成24年 6月 1日

長崎県知事 中村 法道 様

(届出者)

住所: 長崎市江戸町 番

代表者名: 長崎 太郎

電話番号: 095 - 8 x x - 30 x x

e-mail : EDOMACH x x @NAGA.CO.JP

(道路) アダプト登録申込書

河川、海岸、道路、港湾、
漁港、都市公園、砂防公園
等対象施設名を記入。

(道路) アダプト団体として登録を受けたいので、同意書を添付して
次のとおり申し込みます。

記

1 団体の名称

江戸町建設株式会社

2 活動対象施設

主要地方道 線

3 活動地区・区間

市 行政センター前～ 橋、
市 町～ 町の区域 など

4 組織の概要

(1) 構成

会社内の有志で道路の清掃・美化活動に意欲のある者で組織

(2) 活動内容

道路の清掃・除草・美化活動

(3) 構成人員

10 人

5 団体設立年月日

平成24年4月1日

6 年間活動計画(予定)

年4回程度(時期6月7月9月10月)道路清掃を実施。
うち2回(7月9月)は除草を併せて行う。

7 同意書

別添のとおり

(注)

団体、企業のこれまでの活動歴、パン
フレット、事業計画書等資料がありまし
たら2部添付して下さい。

(注1) 氏名を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(注2) 3に係る図面を別途添付すること。

第 号
平成 年 月 日

団体名

代表者名

様

長崎県地方機関長 公印

() アダプト登録決定通知書

平成 年 月 日付けで貴団体から提出がありました アダプト申込については、申込書のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 団体名称
住所
代表者名
- 2 活動対象施設
- 3 活動地区・区間
- 4 組織概要
構成
活動内容
構成人員
- 5 団体設立年月日
- 6 年間活動計画

なお、アダプトの活動にあたっては、下記留意事項に注意してください。

留意事項

- (1) アダプト制度は、私たちの身近な が、かけがえのない地域の貴重な共有財産であることを再認識し、その管理に積極的に住民等の皆さんが参加していくシステムです。しかし、アダプトは、公共の財産である の公益的活動として 清掃・美化その他の 愛護活動を行うほか、特段の権利が設定されるものではありません。
- (2) アダプトは、 敷の清掃を排他的に独占するものではありません。
他の団体や個人の方が清掃活動を行っている場合も、お互いに協力しながら作業を行ってください。
- (3) 清掃・美化活動について、その活動中の事故に対し、県が活動の支援として傷害保険に加入しており、その範囲内で保障を行います。
- (4) 清掃・美化活動等にあたっては、参加者は、清掃実施地区に徒歩等でいけない場合には、なるべく公共交通機関を利用する等により、車両の数を必要最小限に抑え、また不法駐車等を行わないよう指導してください。
- (5) 申込み事項に変更が生じた場合は、その都度、登録事項変更届（等式第 6 号）を提出してください。

アダプト同意書

参加者「
」は、下記の内容を守って アダプトとして 清掃・美化活動を行うことに同意します。

記

- 1 参加者は、
地区愛護推進協議会事務局の示す安全方針等に従い、本制度では、安全が最優先であることを自覚し、責任を持って安全な
の清掃・美化活動を行います。
- 2 責任者を定め、責任者は、参加者の規模、気象状況等により無理のない活動計画をたて、安全計画に十分注意して活動します。
- 3 清掃・美化活動は、
アダプトの決定通知の日から 1 年間の間に 4 回以上行います。また、参加者は
清掃・美化活動を同日から 2 年間以上継続して行います。
- 4 参加者は、別紙に記載する
の区間において、当該地区の
清掃・美化活動を行います。
- 5 清掃・美化活動に際しては、他の目的を持つ別の活動（チラシの配布、イベントの開催など）は行いません。
- 6 参加者は、活動を実施した場合は速やかに「清掃・美化作業修了届」を市町長に提出します。
- 7 15 才未満の者が参加する場合、必ず十分な人数の成人の保護者又は監督者が指導、監視することとします。
- 8 集めたゴミ袋は、あらかじめ定められ、また指示のあった方法により処理します。
- 9 清掃中に発見した重量物や大型ゴミ等は、事務局に報告することとします。有害または危険と思われる物質、医療廃棄物（注射器、点滴針等）等を見つけたときは、直ちに
管理者まで連絡します。
- 10 清掃・美化活動を行うに当たって、
管理者から指導、指示を受けた場合には、これに従います。
- 11 アダプトの期間は、
アダプト決定の日から 2 年間とする。ただし、満期満了の 1 カ月前までに解除の申し出がない場合、この同意書は更に 1 年間延長され、以後毎年これに準ずるもの
とします。
- 12 参加者が前項までに掲げる義務を履行せず、他の
利用者に迷惑を及ぼす等により
アダプトとしてふさわしくないと認められる場合、
管理者から登録を抹消され、看板を撤去されても異議はありません。
- 13 清掃・美化活動のほか、
を利用した
愛護活動を行う場合には、
アダプト決定通知書の注意事項に留意することとします。

平成 年 月 日

振興局長 様

団体名

代表者名

様式第6号

長崎県知事 様

平成 年 月 日

団体名
代表者名
電話番号

登録事項変更届

(変更となる登録事項：)

変更前	変更後	変更年月日

(注1) 代表者名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

長崎県知事 様

平成24年 4月15日

団体名 長崎市江戸町 番
代表者名 長崎 太郎
電話番号 095 - 8 x x - 30 x x

登 録 事 項 変 更 届

(変更となる登録事項： 代表者)

変更前	変更後	変更年月日
県庁 一郎 長崎市万才町 番 095-8 -29	長崎 太郎 長崎市江戸町 番 095-8 x x -30 x x	平成24年4月1日

(注1) 代表者名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

平成 年 月 日

長崎県地方機関長 様
(市町長 経由)

団体名
代表者名
電話番号
担当者名

支援希望用品申出書

活動予定日： 年 月 日() 活動予定箇所： _____

活動予定人数： _____ 人

支給・援助用品

用品名	個数	備考

(注1) 代表者名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

長崎県地方機関長 様
(市町長 経由)

団体名 長崎市江戸町 番
代表者名 長崎 太郎
電話番号 095 - 8 x x - 3 0 x x
担当者名 長崎 花子

支 援 希 望 用 品 申 出 書

活動予定日：H24年 4月 1日(日) 活動予定箇所： 町 川河川敷周辺

活動予定人数： 50人

支給・援助用品

用 品 名	個 数	備 考
ゴミ袋(もやせるゴミ用)	枚	
(もやせないゴミ用)	枚	
(資源ゴミ用)	枚	
----- ゴミ袋	枚	袋に分別用の区別がない場合
ジュース	個 名	商店にて購入予定
草刈機の燃料代	台	給油所にて給油予定
軍手	組	
草刈機の替刃	個	月 日に毀損した草刈機 台の刃の代 替
搬送用トラック(搬送)の燃 料代	台	軽トラック使用 総搬送距離(片道) km 給油所にて給油予定
カマ(貸与)	本	
草刈機(貸与)	台	

(注1) 代表者名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(団 体 名)
(検査受託者名)
(検査受託者名) 様

(長崎県地方機関名)
(地方機関長名) 公印

検査（履行確認）の委託について（委託）

貴団体が、飲料品、燃料、花の種・苗を納入業者から直接受け取るために必要ですので、支給・援助物品の検査（履行確認）について委託します。

受託にあたっては、下記の留意事項を確認のうえ、別紙承諾書の提出をお願いします。

記

1. 平成 年 月 日付（番号）で愛護団体登録通知（又はアダプト決定通知）を行った貴団体が行う県民参加の地域づくり事業にかかる支給物品の検査（履行確認）を地方自治法施行令第 167 条の 15 第 4 項の規定に基づき委託します。
2. 検査（履行確認）は、納品された内容・数量を確認し、請求書に「受領した日付」「履行確認済」「検査員名」を記載し、押印することにより行ってください。
3. 検査（履行確認）は、地方自治法第 234 条の 2 及び地方自治法施行令第 167 条の 15 第 1 項の規定に基づき適正に行ってください。
4. 故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為（検査・履行確認）をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、地方自治法第 243 条の 2 の規定に基づき損害賠償義務を負う場合があります。

様式第9号

平成 年 月 日

(長崎県地方機関名)

(地方機関長名) 様

(団 体 名)

(検査受託者)

印

(検査受託者)

印

検査(履行確認)の委託について(受託)

平成 年 月 日付(番号)で依頼のあった、県民参加の地域づくり事業にかかる支給・援助物品の検査(履行確認)について、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定に基づき受託し、検査員として適正に検査(履行確認)を行います。

(参考 請求書の履行確認例)

請求書の宛名は 振興局長、事務所長などの各地方機関長となります。

平成 年 月 日

請 求 書

振興局長 様

平成 年 月 日

履行確認済

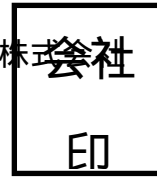
長崎 太郎 (印)

請求書の余白部分に、検査受託者が受領日、「履行確認済」、名前を記入し、「検査(履行確認)の委託について(受託)」で提出した印鑑と同じものを押印します。

住所

石油株式会社
所長

給油所



下記のとおり請求申し上げます。

金 1,365 円

月日	品名	内 容	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)
4 1	軽 由		10		130	1,300
小 計						1,300
消費税及び地方消費税						65
合 計						1,365

銀行振込先 銀行 支店 普通預金 (123456 口座名義 加) 株式会社

品名、内容、数量、金額、振込先等のチェックをお願いします。

平成 年 月 日

市町長 様
(県地方機関長 様)

団 体 名
代 表 者 名
電 話 番 号
担 当 者 名

清掃・美化活動終了届

下記のとおり、清掃・美化活動を実施したので、終了届を提出します。

活動施設	
活動地区・区間	
活動年月日	
活動参加人数	
活動内容	
その他の 特記事項	

平成 年 月 日

市町長 様
(県地方機関長 様)

団体名
代表者名
電話番号
担当者名

清掃・美化活動終了届

下記のとおり、清掃・美化活動を実施したので、終了届を提出します。

活動施設	二級河川 川水系 川 主要地方道 線 地方港湾 港 第1種 漁港 海岸 等
活動地区・区間	町 川兩岸 橋～ 間 (河川の場合の参考例) 町 橋～国道 号線との交差点 (道路の場合の参考例) 町 地区緑地、 臨港道路 (港湾・漁港の場合の参考例) 町 町～ 町地先 (海岸の場合の参考例)
活動年月日	平成24年 5月 1日、9日(2回)
活動参加人数	5月1日 15人 5月9日 20人
活動内容	草刈機 台で清掃作業を行いました。 燃料: 給油所から L購入 飲料品: 店で 個購入
その他の 特記事項	

平成 年 月 日

長 崎 県 知 事 様
(県 地 方 機 関 長 経 由)

市 町 長

愛護団体・アダプト団体の活動状況報告

平成 年 月 日分の活動状況を下記のとおり取りまとめましたので報告します。

団 体 名	月 日	作 業 内 容

(注) 該当月分を翌月 7 日までに提出願います。なお、前月までの分で報告漏れがありましたら併せて報告願います。

平成 年 月 日

(団 体 名)
(代 表 者 名) 様

(地区愛護推進協議会会長)

地区愛護推進協議会への加入についてのお願い

皆様方には日頃より、河川・海岸・道路等の清掃美化活動に取り組んでいただき感謝申し上げます。

さて、地区愛護推進協議会は、地区の愛護団体等により構成される会で、愛護活動推進のために団体間の情報交換や、行政との意見交換等を行い、愛護活動を通じた魅力ある地域づくりを目指して取り組んでおります。

つきましては、貴団体につきましても本協議会への参加をお願いしたいと存じますので、下記により加入いただきますようお願いいたします。

地区愛護推進協議会加入申込書

(地区愛護推進協議会会長 様)

地区愛護推進協議会への加入を申し込みます。

団 体 名 _____
代 表 者 名 _____

団体名、代表者名を記入し、そのままご提出ください。

様式第 14 号
事故報告書

アダプト・愛護団体名			代 表 者							
氏 名			住 所 等	〒						
生 年 月 日	年 月 日			TEL () -						
事 故 状 況	事故発生場所									
	事故発生日時	平成	年	月	日	時	分	負傷箇所		
	作 業 内 容、 事 故 発 生 原 因 及 び 負 傷 状 況									

9 清掃美化活動にかかる市町等の対応窓口

市町名	愛護団体登録 受付窓口	ゴミ処理 対応窓口	分別の種類 ゴミ袋の指定	ゴミの処理方法・注意事項等
長崎市	(河川・道路・砂防公園) 県長崎振興局管理課 095-844-2181 (港湾・漁港・海岸) 県長崎港湾漁港事務所港営課 095-822-1257	長崎市廃棄物対策課 095-829-1159	可燃ゴミ、 不燃ゴミ、 缶、 ビン、 ペットボトル類 *市指定のゴミ袋 使用	ゴミ袋(ボランティア用)・軍手等は ・県長崎振興局管理課 ・県長崎港湾漁港事務所港営課 で配布します。 ゴミ袋(ボランティア用)は長崎 市廃棄物対策課が各行政セン ターでも配布しています。
香焼行政セ ンター (旧香焼町)	建設産業係 095-871-4111	市民福祉係 095-871-4111		ゴミ処理については、事前に長 崎市廃棄物対策課か、各行政セン ターに「団体名」「清掃予定日」「清 掃場所」等を連絡し、指示を受け てください。 また、長崎市の分別方法に従い ゴミの収集が行われるよう活動 時には清掃参加者に適切に周知 してください。
伊王島行政 センター (旧伊王島町)	建設産業係 095-898-2211	市民福祉係 095-898-2211		
高島行政セ ンター (旧高島町)	建設産業係 095-896-3110	市民福祉係 095-896-3110		
野母崎行政 センター (旧野母崎町)	建設産業係 095-893-1111	市民福祉係 095-893-1111		
外海行政セ ンター (旧外海町)	建設産業係 0959-24-0211	市民福祉係 0959-24-0211		
三和行政セ ンター (旧三和町)	建設産業係 095-892-1111	市民福祉係 095-892-1111		
琴海行政セ ンター (旧琴海町)	建設産業係 095-885-2111	市民福祉係 095-885-2111		

市町名	愛護団体登録 受付窓口	ゴミ処理 対応窓口	分別の種類 ゴミ袋の指定	ゴミの処理方法・注意事項等
長与町	管理課 095-883-1111	環境対策課 095-883-1111	可燃ゴミ(紙類、 布類等)、 不燃ゴミ、 カン類、ビン類、 ペットボトル、 容器包装プラスチック、 その他プラスチック、 *町指定のゴミ袋 使用	ゴミ袋(ボランティア用)は、 環境対策課で、軍手は管理課で配 布します。 処理収集については、事前に環 境対策課に「団体名」「清掃予定 日」「清掃場所」等を連絡してく ださい。 ゴミの分別方法は「長与町のゴ ミ・資源化物の出し方」を参照し、 必ず分別し、指定された場所に分 別内容がわかるように固めて置 いてください。
時津町	都市整備課 施設管理係 095-882-2211	住民環境課 095-882-2211 時津クリーンセンタ ー 095-882-3089	可燃ゴミ、 不燃ゴミ、 資源ゴミ(「カン・ ビン」「ペットボト ル」「プラスチック 類」) *町指定のゴミ袋 使用	ゴミ袋(ボランティア用)は住 民環境課で、軍手等は都市整備課 で配布します。 処理収集については、事前に住 民環境課へ「団体名」「清掃予定 日」「清掃場所」等を連絡してく ださい。 収集したゴミは必ず分別して、 時津クリーンセンターへ連絡の うえ搬入してください。(要予約)
諫早市	河川課 0957-22-1500 (内線2451~3)	環境政策課 0957-22-1500 (内線3521~4)	可燃ゴミ、 不燃ゴミ、 空き缶、 空きビン *ゴミ袋の指定なし	事前に、諫早市環境政策課、各 支所住民福祉課に「団体名」「清 掃予定日」「清掃予定場所」等を 連絡してください。 ゴミ袋は、諫早市環境政策課ま たは各支所の住民福祉課で配布 します。 ゴミの搬送(トラック配車)に ついては、各団体での対応をお願 いします。 処理手数料は、可燃ゴミ、不燃 ゴミとも減免します。 (ゴミの受け入れ施設)
諫早市 多良見支所	産業建設課 0957-43-1111	住民福祉課 0957-43-1111		
諫早市 森山支所	産業建設課 0957-36-1111	住民福祉課 0957-36-1111		
諫早市 飯盛支所	産業建設課 0957-48-1111	住民福祉課 0957-48-1111		可燃ゴミ：県央県南クリーンセンター 月曜日～金曜日 8:30～16:00 土曜日 8:30～12:00
諫早市高来 支所	産業建設課 0957-32-2111	住民福祉課 0957-32-2111		不燃ゴミ：県央不燃物再生センター 月曜日～金曜日 8:30～11:30 13:00～16:30 土曜日(第2,第4) 8:30～11:30
諫早市 小長井支所	産業建設課 0957-34-2111	住民福祉課 0957-34-2111		

市町名	愛護団体登録 受付窓口	ゴミ処理 対応窓口	分別の種類 ゴミ袋の指定	ゴミの処理方法・注意事項等
大村市	河川公園課 維持管理グループ 0957-53-4111 (内線 434) 道路課 維持グループ 0957-53-4111 (内線 429)	河川公園課 維持管理グループ 0957-53-4111 (内線 434) 道路課 維持グループ 0957-53-4111 (内線 429) 清掃課 0957-54-3100	不燃ゴミ(カン、 ビン) 可燃ゴミ(ペット ボトル、ビニール、 紙、草、他と分別 し、透明袋使用可) *リサイクルとし て処理可能ゴミは 別途分別	ゴミの搬送については、各団体 で清掃センターに搬入をお願い します。 事前に河川公園課に、搬入日等 のご連絡をお願いします。
島原市	まちづくり管理グル ープ 0957-63-1111	環境グループ 0957-63-1111	可燃ゴミ、 不燃ゴミ、 空き缶、 空きビン *市指定のゴミ袋 使用	事前にまちづくり管理グル ープに「団体名」「清掃予定日」「清 掃場所」等を連絡してください。 収集したゴミは、トラックで収 集できるように道路近くに出し ておいてください。
雲仙市	建設整備部監理課 0957-38-3111	市民生活部 環境政策課 0957-38-3111	可燃ゴミ、 不燃ゴミ、 空き缶、 空きビン に分別	ゴミ袋とボランティアシール は、環境政策課で配布します。 事前に環境政策課へ「団体名」 「清掃予定日」「清掃場所」等を 連絡ください。 収集したゴミは、分別して依頼 書により決まった収集場所に置 いてください。
南島原市	建設部管理課 050-3381-5066	市民生活部環境課 050-3381-5041	不燃ゴミ 空きカン類 空きビン類 金属、陶器 ガラス類 可燃ゴミ *市指定のゴミ袋 使用	ゴミ袋は、環境課又は各支所の 市民窓口班で配布します。 事前に、環境課へ「団体名」「清 掃予定日」「清掃場所」等を連絡 してください。 可燃ゴミは、収集日に搬出する か、処理場へ直接搬入してくだ さい。
佐世保市	土木部土木政策・管 理課 0956-24-1111 (内線 2921)	環境部廃棄物減量推 進課 0956-20-0660 西部クリーンセンタ ー 0956-47-5292 東部クリーンセンタ ー 0956-31-3815	可燃ゴミ、 不燃ゴミ、 空き缶、 空きビン、 ペットボトル	ゴミ袋・軍手は、土木部管理課 で配布します。 当該年度のゴミ初回搬入時、事 前に搬入予定のクリーンセンタ ーへ連絡し、廃棄物処理手数料減 免申請書を提出してください。 その後収集したゴミは、連絡し たクリーンセンターに直接持ち 込んでください。

市町名	愛護団体登録 受付窓口	ゴミ処理 対応窓口	分別の種類 ゴミ袋の指定	ゴミの処理方法・注意事項等
宇久行政センター (旧宇久町)	産業建設課 0959-57-3113	宇久環境センター 0959-57-3111	可燃ゴミ、不燃ゴミ、 ビン・ガラス類、アルミ・スチール缶 *指定の透明ゴミ袋使用	事前に産業建設課または、宇久環境センターまで連絡ください。
東彼杵町	建設課 0957-46-1111	町民生活課 0957-46-1111	カン類、ビン類、 可燃ゴミ *町指定のゴミ袋使用	ゴミ袋、軍手等は、町民生活課で配布します。 事前に、町民生活課に「団体名」「清掃予定日」「清掃場所」等を連絡してください。 収集したゴミは、各地区のゴミ置き場に置いてください。
川棚町	建設課総務管理係 0956-82-5415	住民福祉課 生活環境係 0956-82-5412	不燃ゴミ、 可燃ゴミ、 空き缶類	ゴミ袋、軍手等は、建設課で配布します。 事前に、建設課、住民福祉課に「団体名」「清掃予定日」「清掃場所」等を連絡してください。 ゴミの分別は、確実に行ってください。
波佐見町	建設課 管理係 0956-85-2111 (内線141 ~143)	住民福祉課 環境衛生係 0956-85-2111 (内線131)	不燃ゴミ、 可燃ゴミ、 資源ゴミ(「カン、ビン」「ペットボトル」「プラスチック類」) *町の支給するゴミ袋を使用	ゴミ袋は、住民福祉課で配布します。 事前に、住民福祉課へ「団体名」「清掃予定日」「清掃場所」等を連絡してください。 収集したゴミは、連絡の際に指定した場所又は役場に搬入してください。 ゴミの分別は、確実に行ってください。
小値賀町	建設課 0959-56-3111	住民課 0959-56-3111	空きカン類、可燃ゴミ、不燃ゴミ、 ペットボトル他 *町指定の透明袋を使用	ゴミ袋、軍手等は、住民課で配布します。 事前に、住民課へ「団体名」「清掃予定日」「清掃場所」等を連絡してください。 収集したゴミ類は、指定された場所に種類ごとに固めて置いてください。
佐々町	建設課 0956-62-2101	保険環境課 0956-62-2101	リサイクルゴミ(7種類) 可燃ゴミ、 不燃ゴミ(4種類) *町が支給するゴミ袋を使用	ゴミ袋、軍手等は、保険環境課で配布します。 収集したゴミ類は、各自で分別し、直接クリーンセンターへ搬入するか、建設課へ搬入を依頼してください。 事前に保険環境課へ「団体名」「清掃予定日」「清掃場所」等を連絡してください。

市町名	愛護団体登録 受付窓口	ゴミ処理 対応窓口	分別の種類 ゴミ袋の指定	ゴミの処理方法・注意事項等
平戸市	建設課総務班 0950-22-4111 (内線2233,2234)	市民課生活環境班 0950-22-4111 (内線2528)	可燃物、 飲料用空き缶、 ビン類、 ペットボトル、 その他の不燃物、 危険物(刃物、割 れ物、電池など) *指定のゴミ袋を 使用	事前に搬入許可申請を市民課 に提出ください。 収集したゴミは、収集された団 体で北松北部クリーンセンター へ搬入することが原則です。 詳しいことは市民課にお尋ね ください。
松浦市	建設課 0956-72-1111	市民生活課 0956-72-1111	可燃ゴミ、 飲料用の缶専用、 ビン類、 ペットボトル、 危険物、 その他の不燃ゴミ *市指定のゴミ袋 使用	事前に建設課(地域振興課)へ 「団体名」「清掃予定日」「清掃場 所」等を連絡ください。 ゴミ袋は市内販売店で購入し てください。 収集したゴミは、分別を行い、 指定の場所に出してください。
松浦市 福島支所	地域振興課 0955-47-3111	市民課 0955-47-3111		
松浦市 鷹島支所	地域振興課 0955-48-3111	市民課 0955-48-3111		
西海市	建設課 0959-37-0020	環境政策課 0959-37-0065	資源ゴミ(カン、 ビン、ペットボト ル) 可燃ゴミ、 不燃ゴミに分別 *市指定のゴミ袋 使用	ゴミ袋は、各総合支所市民課で 配布します。 収集したゴミは、分別を行い、 各総合支所市民課へ連絡してく ださい。その後、各クリーンセン ターへ搬入してください。
西海市 西彼総合支 所	業務課 0959-37-0127	市民課 0959-37-0124		
西海市 西海総合支 所	業務課 0959-37-0137	市民課 0959-37-0134		
西海市 大島総合支 所	業務課 0959-37-0147	市民課 0959-37-0144		
西海市 崎戸総合支 所	業務課 0959-37-0157	生活課 0959-37-0154		
五島市	生活環境課 0959-72-6111	生活環境課 0959-72-6111	可燃ごみ、不燃ご み、空き缶類に分 別し、ボランティア 袋を使用。 燃やすごみ 燃やせない 空き缶 空きびん ペットボトル 金属類	ゴミ袋、軍手等は、本庁生活環 境課又は、各支所市民生活課で配 布します。 活動にあたっては、事前に本庁 生活環境課又は各支所市民生活 課へ「団体名」、「清掃予定日」、 「清掃予定場所」等を連絡してく ださい。 連絡の際には、ゴミ出しの方法 について、各支所市民生活課に確 認してください。
五島市 富江支所	市民生活課 0959-86-1111	市民生活課 0959-86-1111		
五島市 玉之浦支所	市民生活課 0959-87-2211	市民生活課 0959-87-2211		
五島市 三井楽支所	市民生活課 0959-84-3111	市民生活課 0959-84-3111		
五島市 岐宿支所	市民生活課 0959-82-1111	市民生活課 0959-82-1111		
五島市奈留 支所	地域振興課 0959-64-3111	地域振興課 0959-64-3111		

市町名	愛護団体登録 受付窓口	ゴミ処理 対応窓口	分別の種類 ゴミ袋の指定	ゴミの処理方法・注意事項等
新上五島町	土木課、水産課 0959-53-1111	環境課 0959-53-1111	可燃ゴミ、 不燃ゴミ、 資源ゴミ(カン、 ビン、ペットボト ル) 資源ゴミ(新聞 紙、段ボール) 資源ゴミ(発泡 スチロール、トレ ー) 有害ゴミ、 粗大可燃ゴミ * ボランティア袋 を使用	ゴミ袋は、環境課及び各支所住 民班で配布します。 事前に、環境課へ「団体名」「清 掃予定日」「清掃場所」等を連絡 ください。 ゴミの処理方法については、環 境課又は各支所住民班の指示に 従ってください。
新上五島町 若松支所	住民班 0959-46-3111	住民班 0959-46-3111		
新上五島町 新魚目支所	住民班 0959-54-1111	住民班 0959-54-1111		
新上五島町 有川支所	住民班 0959-42-1111	住民班 0959-42-1111		
新上五島町 奈良尾支所	住民班 0959-44-1111	住民班 0959-44-1111		
壱岐市	郷ノ浦庁舎 (郷ノ浦支所) 0920-48-1111	環境衛生課 0920-45-1111	3種類のボランテ ィア袋に分別 (ビン類、カン類、 可燃ゴミ)	ゴミ袋は、環境衛生課又は各支 所の市民生活班で配布します。 ゴミ袋を配布する際に、処理場 への搬入日が確定している場合 は、申し出てください。又は事前 に処理場へ連絡してから搬入し てください。 (処理場) ・壱岐クリーンセンター 0920-45-1115
	勝本庁舎 (建設課) 0920-42-1111			
	芦辺庁舎 (芦辺支所) 0920-45-1111			
	石田庁舎 (石田支所) 0920-44-6111			
対馬市 厳原管内	管理課 0920-53-6111	環境衛生課 0920-53-6111	可燃ゴミ、 不燃ゴミ、 有害ゴミ、 資源ゴミ に分別すること * 市指定のゴミ袋 (ボランティア 袋)使用 * 分別方法の詳細 は、ゴミ袋配布時 に説明	ゴミ袋は、環境衛生課で配布し ます。 事前に管理課又は環境衛生課 に「団体名」、「清掃予定日」、「清 掃予定場所」等を連絡してくださ い。 収集したゴミ類は、対馬クリー ンセンターに搬入してください。 ゴミの処理が困難な場合は、環 境衛生課にご相談ください。

市町名	愛護団体登録 受付窓口	ゴミ処理 対応窓口	分別の種類 ゴミ袋の指定	ゴミの処理方法・注意事項等
対馬市 美津島管内	美津島地域活性化センター 地域支援課 0920-54-2271	美津島地域活性化センター 住民生活課 0920-54-2271	可燃ゴミ、 不燃ゴミ、 有害ゴミ、 資源ゴミ に分別すること *市指定のゴミ袋 (ボランティア 袋)使用	ゴミ袋は、住民生活課で配布します。 事前に地域支援課又は住民生活課に「団体名」、「清掃予定日」、「清掃予定場所」等を連絡してください。 収集したゴミ類は、各地域のゴミ置き場に置いてください。
対馬市 豊玉管内	豊玉地域活性化センター 地域支援課 0920-58-1111	豊玉地域活性化センター 住民生活課 0920-58-1111	*分別方法の詳細は、ゴミ袋配布時に説明	ゴミ袋は、住民生活課で配布します。 事前に地域支援課又は住民生活課に「団体名」、「清掃予定日」、「清掃場所」等を連絡してください。 収集したゴミ類は、各地域のゴミ置き場に置いてください。
対馬市 峰管内	峰地域活性化センター 地域支援課 0920-83-0301	峰地域活性化センター 住民生活課 0920-83-0301		ゴミ袋は、住民生活課で配布します。 事前に地域支援課又は住民生活課に「団体名」、「清掃予定日」、「清掃場所」等を連絡してください。
対馬市 上県管内	北部建設事務所 0920-84-2316	上県地域活性化センター 住民生活課 0920-84-2311		ゴミ袋は、住民生活課で配布します。 事前に北部建設事務所に「団体名」、「清掃予定日」、「清掃場所」等を連絡してください。 収集したゴミ類は、住民生活課が指定した臨時置き場に置いてください。
対馬市 上対馬管内	上対馬地域活性化センター 地域支援課 0920-86-3111	上対馬地域活性化センター 住民生活課 0920-86-3111		ゴミ袋は、住民生活課で配布します。 事前に地域支援課又は住民生活課に「団体名」、「清掃予定日」、「清掃場所」等を連絡してください。 収集したゴミ類は、中継基地に搬入してください。

10 長崎県機関

県の対応窓口・各地区愛護推進協議会

対 応 窓 口 (推 進 協 議 会 事 務 局)	愛護推進協議会	所 在 地 (連 絡 先)
長 崎 振 興 局 管 理 課	長 崎 地 区 愛 護 推 進 協 議 会	長崎市大橋町 11 1 095 - 844 - 2181
長崎港湾漁港事務所 港 営 課		長崎市国分町 3 30 095 - 822 - 1257
県 央 振 興 局 管 理 課	諫 早 地 区 愛 護 推 進 協 議 会	諫早市永昌東町 25 - 8 0957 - 22 - 0010
島 原 振 興 局 管 理 課	島 原 地 区 愛 護 推 進 協 議 会	島原市城内 1 - 1205 0957 - 63 - 0612
県 北 振 興 局 管 理 第 二 課	県 北 地 区 愛 護 推 進 協 議 会	佐世保市木場田町 3 - 25 0956 - 24 - 1419
田 平 土 木 維 持 管 理 事 務 所	平 戸 松 浦 地 区 愛 護 推 進 協 議 会	平戸市田平町山内免 808 0950 - 57 - 0562
大 瀬 戸 土 木 維 持 管 理 事 務 所	大 瀬 戸 地 区 愛 護 推 進 協 議 会	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 1128 - 16 0959 - 22 - 0067
五 島 振 興 局 管 理 課	下 五 島 地 区 愛 護 推 進 協 議 会	五島市福江町 7 - 1 0959 - 72 - 2734
五島振興局上五島支所 管 理 ・ 用 地 課	上 五 島 地 区 愛 護 推 進 協 議 会	南松浦郡新上五島町有川郷 578 - 2 0959 - 42 - 1141
壱 岐 振 興 局 管 理 ・ 用 地 課	壱 岐 地 区 愛 護 推 進 協 議 会	壱岐市郷ノ浦町本村触 570 0920 - 47 - 1111
対 馬 振 興 局 管 理 課	対 馬 地 区 愛 護 推 進 協 議 会	対馬市厳原町宮谷 224 0920 - 52 - 0398

長崎県庁内担当課(河川課がとりまとめ課)

担 当 課 ・ 班 名	所 在 地	電 話	F A X
漁 港 漁 場 課 管 理 班	〒850 - 8570 長崎市江戸町 2 番 13 号	095 - 824 - 1111 (代表) 095 - 895 - 2853 (直通)	095 - 895 - 2586
農 村 整 備 課 用 地 管 理 班	〒850 - 8570 長崎市江戸町 2 番 13 号	095 - 824 - 1111 (代表) 095 - 895 - 2963 (直通)	095 - 895 - 2594
都 市 計 画 課 管 理 班	〒850 - 8570 長崎市江戸町 2 番 13 号	095 - 824 - 1111 (代表) 095 - 894 - 3032 (直通)	095 - 894 - 3462
道 路 維 持 課 管 理 班	〒850 - 8570 長崎市江戸町 2 番 13 号	095 - 824 - 1111 (代表) 095 - 894 - 3142 (直通)	095 - 820 - 0683
港 湾 課 振 興 班	〒850 - 8570 長崎市江戸町 2 番 13 号	095 - 824 - 1111 (代表) 095 - 894 - 3057 (直通)	095 - 821 - 9246
河 川 課 管 理 班	〒850 - 8570 長崎市江戸町 2 番 13 号	095 - 824 - 1111 (代表) 095 - 894 - 3082 (直通)	095 - 824 - 7175
砂 防 課 調 整 ・ 管 理 班	〒850 - 8570 長崎市江戸町 2 番 13 号	095 - 824 - 1111 (代表) 095 - 820 - 4788 (直通)	095 - 824 - 7175